令和5年度

行政監査結果報告書

施設・設備等の安全管理及び維持管理業務委託について

令和6年3月

寒河江市監査委員

寒河江市長佐藤洋樹殿寒河江市議会議長柏倉信一殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇寒河江市監査委員 後 藤 健 一郎

行政監査結果報告書

地方自治法第199条第2項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を別紙のとおり報告します。

第1章	1 監査の概要	1
1	監査対象事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	監査の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	監査の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	監査の対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
5	監査の実施方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
6	監査の実施期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2章	章 監査結果	3
1	施設の安全点検について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	施設の安全確保について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3	施設管理業務等及び環境衛生管理関連業務委託の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4	施設管理における課題等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第3章	置 監査を踏まえた意見	8
1	施設の安全点検について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
2	施設の安全確保について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
3	施設管理業務等及び環境衛生管理関連業務委託の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
4	施設管理における課題等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9

資料

資料1	監査対象機関及び対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
資料2	令和5年度行政監査調査票 「施設・整備等の安全管理及び維持管理業務委託について」・・・・	11
資料 3	関係法令(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18

第1章 監査の概要

1 監査対象事務

施設・設備等の安全管理及び維持管理業務委託について

2 監査の目的

近年、地震や豪雨等の災害の頻発により、公共施設の安全・安心を確保する 重要性は高まっている。また、市の施設の老朽化が進行することに伴い、施設 管理経費が増大することが見込まれることから、計画的かつ適正

な改修や維持管理等を行うことが求められる。

これらのことから、本監査は各施設における管理体制及び施設管理の状況について確認し、今後の施設の適正管理に資することを目的としている。

なお、本監査は地方自治法第 199 条第2項の規定に基づき実施するものである。

3 監査の内容

- (1) 施設の保全管理について
 - ア 関係法令等に基づき、法定点検や必要な届出等が適正に行われているか。
 - イ 点検における要是正箇所について、速やかに対応措置が講じられているか。
- (2) 施設の安全確保について
 - ア 火災・災害の発生時における対応マニュアル等を整備しているか。
 - イ 避難訓練等は適切に行われているか。
- (3) 施設管理について
 - ア 施設の保全管理(大規模改修等)は計画的に実施されているか。
 - イ 維持管理の取り組みはどうか。
 - ウ 施設・設備等の委託状況はどうか。

4 監査の対象施設

今回の監査においては、市が直接管理する30施設を対象とした。

- (1) 財政課·総務課(市役所本庁舎)
- (2) 企画創成課(柴橋地区コミュニティセンター)
- (3) 建設管理課(ひがし団地、高田団地、陵南アパート)
- (4) 福祉国保課 (総合福祉保健センター)
- (5)子育て推進課(なか保育所、しらいわ保育所、たかまつ保育所) ※なか保育所にはみいずみ分園を含む

- (6) 学校教育課(寒河江小学校、寒河江中部小学校、南部小学校、西根小学校、柴橋小学校、高松小学校、醍醐小学校、白岩小学校、三泉小学校、陵東中学校、陵南中学校、陵西中学校、旧幸生小学校)
- (7) 生涯学習課(文化センター、図書館、南部地区公民館、西部地区公民 館、郷土館)
- (8) 市立病院(市立病院)
- (9) 上下水道課 (上下水道課事務所、浄化センター)

5 監査の実施方法

調査対象施設について、令和4年度を基準とした調査票による書面調査を 実施した。さらに、4施設について実地調査を行った。

(1) 書面調査

監査の実施に当たり、施設及び設備の管理状況等を把握するため、前記「4監査の対象施設」に対して「行政監査調査票」により調査を実施した。

(2) 実地調査

ア 対象施設

柴橋地区コミュニティセンター、総合福祉保健センター、図書館、 文化センターの4施設

イ 実施方法

実地調査により現地の施設及び設備の確認と聞き取り調査を実施した。

6 監査の実施期間

令和5年9月14日から令和6年2月29日まで

第2章 監査結果

1 施設の安全点検について

(1) 建築基準法第12条第1項に基づく点検について

建築基準法第12条第1項の規定に基づき、特定建築物は敷地、構造について点検を実施し、3年以内ごとに村山総合支庁へ点検結果を報告しなければならないため、令和2年度から令和4年度の3年間に点検を実施しているかを調査した。特定建築物に該当する施設は30施設のうち20施設で、このうち期間内に点検・報告が必要な18施設全てで点検を実施し報告している。

法定点検における要改善事項は表1のとおりである。要改善事項に係る 是正状況は表2のとおりで、1年以内是正済みはなく、1年を超えている が是正される見込みであるが2件、計画はあるが是正はまだであるが10件、 未定が8件である。

表 1 建築基準法第 12 条第 1 項に基づく法定点検における要改善事項

(全体件数:27件/複数回答)

項目	伴数
①敷地及び地盤(塀・擁壁)	1
②建築物の外部(基礎・土台・外壁)	8
③屋上及び屋根 (屋上面・屋根上回り・屋根)	5
④建築物内部	4
⑤避難施設等 (バルコニー・階段・排煙設備等・非常用照明等)	2
⑥改善事項なし	7
⑥その他	0

表 2 建築基準法第 12 条第 1 項に基づく点検の要改善事項に係る是正状況

(全体件数:20件/複数回答)

項目	件数
①1 年以内に是正済み	0
②1 年を超えているが是正される見込みである	2
③計画はあるが是正はまだである	10
④未定	8

【「計画はあるが是正はまだである」の主な内容】

- ・外壁クラック・仕上げ材剥離、屋根トタン・雪止め錆、外壁吹付タイル膨れ、外壁吹付タイル膨れ
- ・地盤沈下、屋上面雨漏り・雨漏りによる劣化、駐車場マンホール蓋ひび、グレーチング破損、縁石破損等 【「未定」の主な内容】
 - ・壁面クラック、屋内運動場の屋根棟より漏水・体育館床の不陸
 - ・非常用照明の電池切れの一部を予算措置後に改善予定
 - ・外壁柱躯体にひび割れ経過観察中

(2) 建築基準法第12条第3項に基づく点検について

建築基準法第 12 条第 3 項の規定に基づき、特定建築設備等を有する施設は建築設備等の損傷・腐食・劣化及び防火設備の状況について点検を実施し、1 年以内ごとに村山総合支庁へ点検結果を報告しなければならないため、令和 4 年度に点検を実施しているかを調査した。特定建築設備等を有する 18 施設全てで点検を実施し報告している。

法定点検における要改善事項は表3のとおりである。要改善事項に係る 是正状況は表4のとおりで、1年以内に是正済みが4件、計画はあるが是正 はまだであるが2件、その他が2件である。

表3 建築基準法第12条第3項に基づく法定点検における要改善事項

(全体件数:21件/複数回答)

(21117), 11	12 - 22 - 1 - 1 - 1
項目	件数
①換気設備	0
②排煙設備	1
③非常用照明装置	5
④給水設備・排水設備	0
⑤昇降機等	2
⑥改善事項がない	13
⑦その他	0

表 4 建築基準法第 12 条第 3 項に基づく点検の要改善事項に係る是正状況

(全体件数:8件/複数回答)

項目	件数
①1 年以内に是正済み	4
②1 年を超えているが是正される見込みである	0
③計画はあるが是正はまだである	
④その他	2

【「計画はあるが是正はまだである」の主な内容】

- ・防火扉作動不良、防火シャッター不適格は令和5年度改善予定。
- 【「その他」の主な内容】
 - ・非常用照明の電池切れ、昇降機は予算措置後に改善予定

(3) 消防法第17条の3の3に基づく点検について

監査対象の施設は、消防法第17条の3の3の規定に基づく消防施設等の定期点検の対象となっており、法定点検として年に1回の総合点検及び半年ごとの機器点検を実施しなければならないため、令和4年度に点検を実施しているかを調査した。30施設のうち28施設で点検を実施し報告している。

法定点検における要改善事項は表5のとおりである。要改善事項に係る 是正状況は表6のとおりで、1年以内に是正済みが24件、1年を超えてい るが是正される見込みであるが8件、計画はあるが是正はまだであるが 7件である。

表5 消防法第17条の3の3に基づく法定点検における要改善事項

(全体件数:48件/複数回答)

項目	件数
①消火器具	9
②消火栓設備	4
③火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、非常警報設備等の作動	8
④避難器具の整備	1
⑤誘導灯・誘導標識の整備	9
⑥非常電源	1
⑦防排煙制御設備	6
⑧改善事項がない	9
⑨ その他	1

^{*【「}その他」の主な内容】

表6 消防法第17条の3の3に基づく法定点検の要改善事項に係る是正状況

(全体件数:39件/複数回答)

項目	件数
①1 年以内に是正済み	24
②1 年を超えているが是正される見込みである	8
③計画はあるが是正はまだである	7
④その他	0

*【「計画はあるが是正がまだである」の主な内容】

- ・スプリンクラー設備、自動火災報知器設備、誘導灯・誘導標識、防排煙設備、非常電源設備 非常電源設備は部品の劣化や腐食・蓄電池の劣化が指摘され有効期限切れのため部品交換の推 奨があるが動作点検で作動を確認しており新規購入検討も含め令和6年度対応
- ・消火栓ポンプ不備、防火扉の不備で令和6年度の予算措置後に修繕予定

[•] 防火戸設備故障

2 施設の安全確保について

災害発生を想定した災害対応マニュアルの整備状況等については、表7 のとおりである。調査施設 30 施設のうち、災害マニュアルを作成している のは、市営住宅3施設及び旧幸生小学校を除く26施設である。各施設にお いて、施設の状況に応じた独自のマニュアルを整備している。

また、上下水道課事務所及び旧幸生小学校を除く 28 施設で避難訓練を実 施している。

表 7 災害発生を想定した災害対応マニュアルの整備状況等

(全体件数:60件/複数回答)

項目	件数
①災害マニュアルを作成している	26
②災害マニュアルを作成していない	4
③避難難訓練を実施している	28
④避難難訓練を実施していない	2

施設管理業務等及び環境衛生管理関連業務委託の状況

(1) 施設管理業務及び機械・設備の運転・保守点検業務委託の状況

各施設における施設管理業務委託は30施設のうち、市営住宅3施設を除 く 27 施設で施設管理業務を委託し実施している。機械・設備の運転・保守 点検業務については、機械・設備がある 23 施設において業務を委託し実施 している。施設管理業務及び機械・設備の運転・保守点検業務委託の状況 は、表8のとおりである。

施設管理業務及び機械・設備の運転・保守点検業務委託の状況

(全体件数 184 件/複数回答)

項目	件数
①庁舎の清掃業務	20
②施設警備・機械運転等業務	27
③空調設備保守点検	13
④自家用電気工作物保守点検業務	21
⑤自動扉保守点検業務	7
⑥昇降機保守点検業務	18
⑦その他の機械・設備等の運転・保守等業務	78

^{*【「}その他の機械・設備等の運転・保守業務」の主な内容】

での他の機械・設備等の連転・保守来務」の主な内谷」 ・水処理装置保守点検業務、冷温水器及び温水と-ケー設備保守、制御盤保守点検、地下タンク施設等保 守点検、舞台機構設備保守点検、舞台照明設備保守点検、音響・AV設備保守点検、可動式椅子保 守点検、ばい煙量等測定業務、舞台照明機器・吊り物装置保守点検、冷暖房機器点検 ・小学校給食がス機器及び食器洗浄機等分解清掃業務、小学校給食がリストラップ。清掃業務、小中学校油 タンク清滞及び漏洩検査業務、小学校掲揚塔売供等は、小中学校がこ又はアルケーン検査業務、プール水質

検査業務、プール循環浄化装置保守、暖房機器管理業務

(2)環境衛生管理関連業務委託の状況

各施設における環境衛生管理関連業務委託については、30 施設のうち、25 施設で環境衛生管理関連業務を委託し実施している。環境衛生管理関連業務委託の状況は表9のとおりである。

表 9 環境衛生管理関連業務委託の状況

(全体件数:111件/複数回答)

項目	件数
①空調環境測定	15
②飲料水検査	17
③給水管理	19
④排水管理	6
⑤ねずみ・衛生害虫等防除	20
⑥その他の環境衛生管理業務	34

^{*【「}その他の環境衛生管理業務」の主な内容】

4 施設管理における課題等

各施設における施設の維持管理については、施設の開設が昭和55年しらい わ保育所、昭和56年たかまつ保育所、昭和55年柴橋地区コミュニティセン ターの旧柴橋地区公民館部分、昭和57年西部地区公民館等の昭和50年代か ら使用している施設の老朽化が進んでおり、多くの修繕を余儀なくされてい ることが確認された。それ以外の施設においても、開設が平成3年図書館、 平成4年南部地区公民館、平成8年総合福祉保健センターなど平成初期の施 設についても老朽化による修繕や設備の故障がみられる。

施設修繕等に係る是正状況については、予算が措置されないため修繕ができない状態のものが一部にみられた。

また、学校の整備計画などにより、小中学校及び保育所の施設の老朽化に伴う修繕をどこまで行うべきかが課題となっていることが確認された。

[・]ダニ又はアレルゲン検査業務、照度検査業務、浄化槽清掃管理等業務、水質検査(残留塩素)

第3章 監査結果を踏まえた意見

今回の監査においては、「施設・設備等の安全管理及び維持管理業務委託について」をテーマとして、監査対象の各施設(資料1)における関係法令に基づく法定点検の実施状況及び改善状況並びに施設管理業務委託の現状・課題等を把握するため、「行政監査調査票」(資料2)による書面調査を行うとともに、4施設を対象に実地調査を実施した。

市の施設において、施設の利用者や勤務する職員の安全・安心を確保することは施設運営の基本であり、日常の点検や災害発生時の対策をしておくことが重要である。

今回実施した書面調査及び実地調査の結果を踏まえ、監査委員としての意見を述べる。

1 施設の安全点検について

(1) 建築基準法第12条第1項に基づく点検について

建築基準法第12条第1項に基づく建築物の点検及び報告は適切に行われている。点検の結果、要改善事項があるが是正の時期が未定の施設がみられたが、これらの施設においては、要改善事項の内容を踏まえ、事故を未然に防ぐため必要な安全対策を講じつつ、速やかに是正が行われるよう努められたい。

(2) 建築基準法第12条第3項の規定に基づく点検について

建築基準法第12条第3項の規定に基づく建築設備の年1回の点検については、施設管理者が業務委託等により実施しているが、点検が義務付けられている非常用照明装置、換気設備、排煙設備、防火設備を対象としてすべての施設で点検を実施し報告している。

(3) 消防法第17条の3の3の規定に基づく点検について

消防法第 17 条の3の3の規定に基づく消防用設備の点検については、 年に1回の総合点検及び半年ごとの機器点検の法定点検を実施しなければ ならないが、2施設で点検を行っていないものがみられたものの翌年度に は改善がみられた。

また、法定点検における要改善事項及び是正等において、消火栓ポンプ 及び防火扉の不備について、令和6年度修繕予定とされているものがみら れた。消防設備の点検の際の改善事項については、内容の緊急性を考慮し 速やかに修繕がなされるよう努められたい。

2 施設の安全確保について

災害発生を想定した災害対応マニュアルの整備状況等については、26 施設 において、施設の状況に応じた独自のマニュアルを整備している。

また、避難訓練については、消防法第8条及び第36条により大規模建築物等においては年1回以上実施しなければならないとされている。本市では、同法の適用がない上下水道課事務所及び旧幸生小学校の2施設を除き、病院、学校、図書館等の実施義務がある全ての施設において避難訓練を実施している。

火災や地震等の災害や事故発生時に施設の利用者や職員の安全を確保し、 緊急時に必要な行動や役割分担、連絡体制等についての対応マニュアルを作成し、あらかじめ職員に周知しておくことが重要であるため、緊急時の発生に 備えた事前の体制整備を万全にしておくよう今後も努められたい。

3 施設管理業務等及び環境衛生管理関連業務委託の状況

各施設における施設管理業務委託、機械・設備の運転・保守点検業務及び 環境衛生管理関連業務については、施設管理者が業務委託等により実施し管 理を行っている。

なお、実地調査により、総合福祉保健センター1 階事務所では、座席の上に電灯がない状態で業務を行っており、電気が暗いため、壁に LED ライトを設置していた。労働衛生基準となる照度基準より低い場合は、職員の配置や照明設備について改善が必要ではないかと思われる。

4 施設管理における課題等

このたびの行政監査により、施設の老朽化が進んでいることがわかり、計画的に修繕等を行わなければ老朽化は深刻な状態になることが認められた。

本市では、新第6次寒河江市振興計画の行動計画(令和3年度~令和7年度)において、公共施設の計画的な整備として、令和6年度までに個別施設計画の策定及び公共施設等総合管理計画の改定を行い、令和7年度から個別施設計画に沿った施設整備を行うこととしている。この計画を着実に実行し、修繕等を行っていくことが重要であると考えられる。

また、本市の施設は、災害発生時における救援活動等の拠点や避難所等としての役割も担うため、より一層の適正な管理に努め、市民や職員が安全かつ安心して利用できるよう、施設の保全及び機能維持に努められたい。

資料1 監査対象機関及び対象施設

(1)書面調査

	監査対象機関	所管課
1	寒河江市役所(本庁舎)	総務課
	表例 在 印役所(本厅告)	財政課
2	柴橋地区コミュニティセンター	企画創成課
3	ひがし団地	
4	高田団地	建設管理課
5	陵南アパート	
6	総合福祉保健センター	福祉国保課
7	なか保育所 (みいずみ分園を含む)	
8	しらいわ保育所	子育て推進課
9	たかまつ保育所	
10	寒河江小学校	
11	寒河江中部小学校	
12	南部小学校	
13	西根小学校	
14	柴橋小学校	
15	高松小学校	
16	醍醐小学校	学校教育課
17	白岩小学校	
18	三泉小学校	
19	陵東中学校	
20	陵南中学校	
21	陵西中学校	
22	旧幸生小学校	
23	文化センター	
24	図書館	
25	南部地区公民館	生涯学習課
26	西部地区公民館	
27	郷土館	
28	市立病院	市立病院
29	上下水道課事務所	上下水道課
30	浄化センター	上 1 / 1/ / 世州

(2) 実地調査

	監査対象機関	所管課
1	柴橋地区コミュニティセンター	企画創成課
2	総合福祉保健センター	福祉国保課
3	文化センター	生涯学習課
4	図書館	生 住子百昧

資料 2

令和5年度行政監査調査票

「施設・整備等の安全管理及び維持管理業務委託について」

課名		俘	名		
施設名		1			
(該当する項目	をチェックしてください)				
1 建築基	準法第12条第1項に基っ	づく点検の実施	を状況に	ついて	
(1) 施設	は、国及び特定行政庁へ周	周期ごとの点	険報告を	必要とする	、特定建築物
に該	当しますか。				
	□はい□	いいえ			
(0) (1) -		/ . = = 			
	はいと答えた方のみ回答		•	一の明) ナ	
V 10	周期の3年ごと点検(R <i>2</i> いますか。	∠午度からR4	4 年度ま	での间)を:	美 他し報告を
	いまりか。 □ している □	1 7117211			
X1 711	ると答えた方は令和2年度		年度の問	一宝体 た	占姶結里報告
	ると古れたカは市和と平5 び村山総合支庁からの通知				
				72 2 0 8 (7	у жи
(3) (2)で	「している」と回答した方	う うのみ回答(I	していな	い方は(5)へ))
, - , , - , -	善とする事項がありました			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	,
	ローノのチスルの/50/50/5 地及び地盤(塀・擁壁)	_10 0			
<i></i>	塩灰の地温(赤)焼生) 築物の外部(基礎・土台・	外辟)			
	上及び屋根(屋上面・屋根	,,	艮)		
	築物内部		• • • •		
⑤ 避	難施設等(バルコニー・階	皆段・排煙設備	#等・非	常用照明等)	
⑥ 改	善事項がない				
⑦~そ	の他(下に記載)				
141 151 - 1		- .			-
	要改善事項は是正済みです	「か。			
_	年以内に是正済み 年を恝っているが見正する	こ目になってがまっ	Z		
_	年を超えているが是正する 画はあるか是正はまだでぁ		Ŋ		
	画はめるが定正はまたてぬ 定(下に記載)) ·√			

	した方で、点検報告を行わない理由を記載してくだ	•
さい。		
2 建築基準法第12条第3項に	基づく点検の実施状況について	
	こついて1年ごと点検を実施し報告していますか。	
している	していない	
	年度に実施した点検結果報告書写し及び村山総合	ľ
支庁からの通知書写しを提出し	てください。(テータ提出可)	
(2) (1)で「している」と答えた	:方のみ回答(いいえの方は(4)へ)	
要改善とする事項がありま		
安以音とするデスパめりる ① 換気設備		
② 排煙設備		
③ 非常用照明装置		
④ 給水設備・排水設備		
5 昇降機等		
⑥ 改善事項がない		
⑦ その他(下に記載)		
C 1 C 1		
(3) (2)の要改善事項は是正済み	ですか。	
① 1年以内に是正済み		
② 1年を超えているが是正	する見込みがある □	
③ 計画はあるか是正はまだ	である	
④ その他(下に記載)		
The state of the s		

	(1)で「していない」と回答した方で、点検報告を行わない理由を記 ださい。	載してく
,		
3 消	防法第17条の3の3に基づく点検の実施状況について	
(1)	総合点検及び機器点検の実施について	
1) 消防法に基づく総合点検を1年に1回実施していますか。	
	□ している □ していない	
2) 消防法に基づく機器点検を半年ごとの年2回実施していますか。	
	□ している □ していない	
X (①②でしていると答えた方は令和4年度に実施した点検結果報告書 [』]	写しを提
	してください。(データ提出可)	
(2)	点検結果について、管轄の消防署に報告をしていますか。	
	□1年に1回報告している(特定防火対象物)	
	□3年に1回報告している(特定防火対象物以外)	
	□報告していない	
	□その他(下に記載)	
\" \"	却たしていてしばことナルムむるケヰ(oケヒュロ却たはまでの却た	· \
	報告していると答えた方は令和4年度(3年に1回報告は直近の報告 た点検結果報告書写しを提出してください。(データ提出可)	7月~ 美池
	には快和木取ら音子しを促出してください。()一字促出り)	
(3)	(1)で「している」と回答した方で、要改善とする事項がありましたが	h) -
(1)		
2) 消火栓設備	
3	火災報知器設備・ガス漏れ火災警報設備・非常警報設備等の作動	
4	避難器具の設備	
(5)	誘導灯・誘導標識の整備	
6	非常電源	

⑦ 防排煙制御設備

⑧ 改善事項がない	
⑨ その他(下に記載)	
(4) (3)の要改善事項は是正済みですか。	
① 1年以内に是正済み	
② 1年を超えているが是正する見込みがある	
③ 計画はあるか是正はまだである	
④ その他(下に記載)	
(5) (1)で「していない」と回答した方で、点検を行わない理由を	記載してく
ださい。	
(6) 施設の災害発生時対応マニュアルを作成している。	
□ している □ していない	
(7) (6)で「していない」と回答した方は作成していない理由を記載	してください。
(8) 避難訓練の実施の有無	
□ している □ していない	
(している場合→実施日	
)

)で「していない」と回答した方は避難訓練を実施して [ください。	いない理由を記載し
4 施記	设維持管理等の業務委託について	
	ている場合は、チェックしてください。	
	函設維持管理業務について	
	庁舎の清掃業務	
2	施設警備·機械警備業務	
(2) 核	機械・設備等の運転・保守点検業務について	
1	空調設備保守点検業務	
2	自家用電気工作物保守点検業務	
3	自動扉保守点検業務	
4	昇降機保守点検業務	
5	その他の機械・設備等の運転・保守業務(下に記載)	
(3) #	環境衛生管理関連業務について	
1	空気環境測定(2か月以内ごとに1回)	
2	飲料水検査(6か月ごと)	
3	給水管理(貯水槽等の清掃1年以内ごと)	
4	排水管理 (6か月以内ごとに1回)	
5	ねずみ・衛生害虫等防除(6か月以内ごとに1回)	
6	その他の環境衛生業務(下に記載)	

5 令和4年度に施設維持管理を行った委託業務(長期継続契約も含む)について 記載してください。財務会計システムから作成のエクセルでの提出可(長期継続契 約は備考にその旨を記載すること)。

	委託名	受託者	金額
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

※記載した契約書及び仕様書の写し等の提出してください。(データ提出可)

6 令和4年度に施設の保全(維持管理)係る改修工事等を行った修繕費及び工事請 負費(大規模改修を含む)について記載してください。財務会計システムから作 成のエクセルでの提出可。

	工事名	請負者	金額
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※記載した契約書及び仕様書の写し等の提出してください。(データ提出可)

	□ 有り	□なし		
	※有の場合は個別施設計画	(施設整備計画書)	の写しを提出してください。	
	(データ提出可)			
8	施設の課題があれば記入	してください。	_	
				\
				١
			,	

7 個別施設計画(施設整備計画)の有無について

資料3 関係法令(抜粋)

建築基準法

(報告、検査等)

- 第十二条 第六条第一項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの(国、都道府県及び建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物(以下この項及び第三項において「国等の建築物」という。)を除く。)及び当該政令で定めるもの以外の特定建築物(同号に掲げる建築物その他政令で定める建築物をいう。以下この条において同じ。)で特定行政庁が指定するもの(国等の建築物を除く。)の所有者(所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第三項において同じ。)は、これらの建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者(次項及び次条第三項において「建築物調査員」という。)にその状況の調査(これらの建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、これらの建築物の建築設備及び防火戸その他の政令で定める防火設備(以下「建築設備等」という。)についての第三項の検査を除く。)をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。
- 2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する特定建築物の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者(以下この章において「国の機関の長等」という。)は、当該特定建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検(当該特定建築物の防火戸その他の前項の政令で定める防火設備についての第四項の点検を除く。)をさせなければならない。ただし、当該特定建築物(第六条第一項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして前項の政令で定めるもの及び同項の規定により特定行政庁が指定するものを除く。)のうち特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したものについては、この限りでない。
- 3 特定建築設備等(昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等をいう。以下この項及び次項において同じ。)で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの(国等の建築物に設けるものを除く。)及び当該政令で定めるもの以外の特定建築設備等で特定行政庁が指定するもの(国等の建築物に設けるものを除く。)の所有者は、これらの特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者(次項及び第十二条の三第二項において「建築設備等検査員」という。)に検査(これらの特定建築設備等についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。)をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

- 4 国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物の特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。ただし、当該特定建築設備等(前項の政令で定めるもの及び同項の規定により特定行政庁が指定するものを除く。)のうち特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したものについては、この限りでない。
- 5 特定行政庁、建築主事又は建築監視員は、次に掲げる者に対して、建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途、建築材料若しくは建築設備その他の建築物の部分(以下「建築材料等」という。)の受取若しくは引渡しの状況、建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況又は建築物の敷地、構造若しくは建築設備に関する調査(以下「建築物に関する調査」という。)の状況に関する報告を求めることができる。
 - 一 建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者又は建築物に関する調査をした者
 - 二 第七十七条の二十一第一項の指定確認検査機関
 - 三 第七十七条の三十五の五第一項の指定構造計算適合性判定機関
- 6 特定行政庁又は建築主事にあつては第六条第四項、第六条の二第六項、第七条第四項、第七条の三第四項、第九条第一項、第十項若しくは第十三項、第十条第一項から第三項まで、前条第一項又は第九十条の二第一項の規定の施行に必要な限度において、建築監視員にあつては第九条第十項の規定の施行に必要な限度において、当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者又は建築物に関する調査をした者に対し、帳簿、書類その他の物件の提出を求めることができる。
- 7 建築主事又は特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員にあつては第六条第四項、第六条の二第六項、第七条第四項、第七条の三第四項、第九条第一項、第十項若しくは第十三項、第十条第一項から第三項まで、前条第一項又は第九十条の二第一項の規定の施行に必要な限度において、建築監視員にあつては第九条第十項の規定の施行に必要な限度において、当該建築物、建築物の敷地、建築材料等を製造した者の工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場、建築工事場又は建築物に関する調査をした者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、建築物、建築物の敷地、建築設備、建築材料、建築材料等の製造に関係がある物件、設計図書その他建築物に関する工事に関係がある物件若しくは建築物に関する調査に関係がある物件を検査し、若しくは試験し、又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者若しくは建築物に関する調査をした者に対し必要な事項について質問することができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。
- 8 特定行政庁は、確認その他の建築基準法令の規定による処分並びに第一項及び第

- 三項の規定による報告に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する台帳を整備し、かつ、当該台帳(当該処分及び当該報告に関する書類で国土交通省令で 定めるものを含む。)を保存しなければならない。
- 9 前項の台帳の記載事項その他その整備に関し必要な事項及び当該台帳(同項の国 土交通省令で定める書類を含む。)の保存期間その他その保存に関し必要な事項 は、国土交通省令で定める。

建築基準法施行規則

(建築物の定期報告)

- 第五条 法第十二条第一項の規定による報告の時期は、建築物の用途、構造、延べ面 積等に応じて、おおむね六月から三年までの間隔をおいて特定行政庁が定める時期 (次のいずれかに該当する場合においては、その直後の時期を除く。)とする。
 - 一 法第十二条第一項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物について、建築主が法第七条第五項又は法第七条の二第五項の規定による検査済証(新築又は改築(一部の改築を除く。)に係るものに限る。)の交付を受けた場合
 - 二 法第十二条第一項の規定により特定行政庁が指定する建築物について、建築主が法第七条第五項又は法第七条の二第五項の規定による検査済証(当該指定があった日以後の新築又は改築(一部の改築を除く。)に係るものに限る。)の交付を受けた場合
- 2 法第十二条第一項の規定による調査は、建築物の敷地、構造及び建築設備の状況 について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものと して行うものとし、当該調査の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定 めるところによるものとする。
- 3 法第十二条第一項の規定による報告は、別記第三十六号の二様式による報告書及び別記第三十六号の三様式による定期調査報告概要書に国土交通大臣が定める調査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第三十六号の二様式、別記第三十六号の三様式又は国土交通大臣が定める調査結果表に定める事項その他の事項を記載する報告書の様式又は調査結果表を定めた場合にあつては、当該様式による報告書又は当該調査結果表によるものとする。
- 4 法第十二条第一項の規定による報告は、前項の報告書及び調査結果表に、特定行政庁が建築物の敷地、構造及び建築設備の状況を把握するため必要があると認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。

(国の機関の長等による建築物の点検)

第五条の二 法第十二条第二項の点検(次項において単に「点検」という。)は、建築物の敷地及び構造の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして三年以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

2 法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して六年以内に行うものとする。

(建築設備等の定期報告)

- 第六条 法第十二条第三項の規定による報告の時期は、建築設備又は防火設備(以下「建築設備等」という。)の種類、用途、構造等に応じて、おおむね六月から一年まで(ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、一年から三年まで)の間隔をおいて特定行政庁が定める時期(次のいずれかに該当する場合においては、その直後の時期を除く。)とする。
 - 一 法第十二条第三項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める特定建築設備等について、設置者が法第七条第五項(法第八十七条の四において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)又は法第七条の二第五項(法第八十七条の四において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による検査済証の交付を受けた場合
 - 二 法第十二条第三項の規定により特定行政庁が指定する特定建築設備等について、設置者が法第七条第五項又は法第七条の二第五項の規定による検査済証(当該指定があつた日以後の設置に係るものに限る。)の交付を受けた場合
- 2 法第十二条第三項の規定による検査は、建築設備等の状況について安全上、防火 上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当 該検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによ るものとする。
- 3 法第十二条第三項の規定による報告は、昇降機にあつては別記第三十六号の四様式による報告書及び別記第三十六号の五様式による定期検査報告概要書に、建築設備(昇降機を除く。)にあつては別記第三十六号の六様式による報告書及び別記第三十六号の七様式による定期検査報告概要書に、防火設備にあつては別記第三十六号の八様式による報告書及び別記第三十六号の九様式による定期検査報告概要書に、それぞれ国土交通大臣が定める検査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第三十六号の四様式、別記第三十六号の五様式、別記第三十六号の六様式、別記第三十六号の六様式、別記第三十六号の八様式、別記第三十六号の九様式又は国土交通大臣が定める検査結果表その他の事項を記載する報告書の様式又は検査結果表を定めた場合にあつては、当該様式による報告書又は当該検査結果表によるものとする。
- 4 法第十二条第三項の規定による報告は、前項の報告書及び調査結果表に、特定行政庁が建築設備等の状況を把握するために必要と認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。

(国の機関の長等による建築設備等の点検)

第六条の二 法第十二条第四項の点検(次項において単に「点検」という。)は、建築設備等の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして一年(ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については三年)以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

2 法第十八条第十八項(法第八十七条の四において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して二年(ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については六年)以内に行うものとする。

(工作物の定期報告)

- 第六条の二の二 法第八十八条第一項及び第三項において準用する法第十二条第一項及び第三項の規定による報告の時期は、法第六十四条に規定する工作物(高さ四メートルを超えるものに限る。以下「看板等」という。)又は法第八十八条第一項に規定する昇降機等(以下単に「昇降機等」という。)(次項及び次条第一項においてこれらを総称して単に「工作物」という。)の種類、用途、構造等に応じて、おおむね六月から一年まで(ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、一年から三年まで)の間隔をおいて特定行政庁が定める時期(次のいずれかに該当する場合においては、その直後の時期を除く。)とする。
 - 一 法第八十八条第一項において準用する法第十二条第一項及び第三項の政令で定める昇降機等について、築造主が法第七条第五項又は法第七条の二第五項の規定による検査済証(新築又は改築(一部の改築を除く。)に係るものに限る。)の交付を受けた場合
 - 二 法第八十八条第一項及び第三項において準用する法第十二条第一項及び第三項 の規定により特定行政庁が指定する工作物について、築造主が法第七条第五項又 は法第七条の二第五項の規定による検査済証(当該指定があつた日以後の新築又 は改築(一部の改築を除く。)に係るものに限る。)の交付を受けた場合
- 2 法第八十八条第一項及び第三項において準用する法第十二条第一項及び第三項の 規定による調査及び検査は、工作物の状況について安全上、防火上又は衛生上支障 がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該調査及び検査の 項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものと する。
- 3 法第八十八条第一項及び第三項において準用する法第十二条第一項及び第三項の規定による報告は、看板等にあつては別記第三十六号の六様式による報告書及び別記第三十六号の七様式による定期検査報告概要書に、観光用エレベーター等にあつては別記第三十六号の四様式による報告書及び別記第三十六号の五様式による定期検査報告概要書に、令第百三十八条第二項第二号又は第三号に掲げる遊戯施設(以下単に「遊戯施設」という。)にあつては別記第三十六号の十様式による報告書及び別記第三十六号の十一様式による定期検査報告概要書に、それぞれ国土交通大臣が定める検査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第三十六号の四様式、別記第三十六号の五様式、別記第三十六号の六様式、別記第三十六号の七様式、別記第三十六号の十様式、別記第三十六号の十一様式又は国土交通大臣が定める検査結果表その他の事項を記載する報告書の様式又は検査結果表を定めた場合にあつては、当該様式による報告書又は当該検査結果表によるものとする。
- 4 法第八十八条第一項及び第三項において準用する法第十二条第一項及び第三項の規定による報告は、前項の報告書及び調査結果表に、特定行政庁が工作物の状況を

把握するために必要と認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。 (国の機関の長等による工作物の点検)

- 第六条の二の三 法第八十八条第一項及び第三項において準用する法第十二条第二項及び第四項の点検(次項において単に「点検」という。)は、工作物の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして一年(ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については三年)以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。
- 2 法第八十八条第一項及び第三項において準用する法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して二年(ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については六年)以内に行うものとする。

消防法

〔消防用設備等又は特殊消防用設備等についての点検及び報告〕

第十七条の三の三 第十七条第一項の防火対象物(政令で定めるものを除く。)の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等(第八条の二の二第一項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能)について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

消防法施行令

別表第一(第一条の二-第三条、第三条の三、第四条、第四条の二の二-第四条の三、 第六条、第九条-第十四条、第十九条、第二十一条-第二十九条の三、第三十一条、 第三十四条、第三十四条の二、第三十四条の四-第三十六条関係)

()	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(二)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するものロ 遊技場又はダンスホール 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(二並びに(一)項イ、(四)項、(五)項イ及び(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの

ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これ に類する施設を含む。) において客に利用させる役務を提供する業 務を営む店舗で総務省令で定めるもの イ 待合、料理店その他これらに類するもの (三) 飲食店 百貨店、マーケツトその他の物品販売業を営む店舗又は展示場 (四) 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの (五) ロ 寄宿舎、下宿又は共同住宅 イ 次に掲げる防火対象物 (六) (1) 次のいずれにも該当する病院(火災発生時の延焼を抑制す るための消火活動を適切に実施することができる体制を有するも のとして総務省令で定めるものを除く。) (i) 診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリ テーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。 (2) (i) において同じ。) を有すること。 (ii) 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項 第四号に規定する療養病床又は同項第五号に規定する一般病床 を有すること。 (2) 次のいずれにも該当する診療所 (i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。 (ii) 四人以上の患者を入院させるための施設を有するこ と。 (3) 病院((1)に掲げるものを除く。)、患者を入院させる ための施設を有する診療所((2)に掲げるものを除く。)又は 入所施設を有する助産所 (4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施 設を有しない助産所 ロ 次に掲げる防火対象物 (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホー ム、軽費老人ホーム(介護保険法(平成九年法律第百二十三号) 第七条第一項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示 すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が 困難な要介護者 | という。) を主として入居させるものに限 る。)、有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居 させるものに限る。)、介護老人保健施設、老人福祉法(昭和三 十八年法律第百三十三号)第五条の二第四項に規定する老人短期 入所事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅 介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させ るものに限る。)、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同 生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省 令で定めるもの (2) 救護施設 (3)乳児院 (4) 障害児入所施設 障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四条第

一項に規定する障害者又は同条第二項に規定する障害児であつ て、同条第四項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示 すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が 困難な障害者等」という。)を主として入所させるものに限 る。) 又は同法第五条第八項に規定する短期入所若しくは同条第 十七項に規定する共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者 等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入 所等施設 | という。) 次に掲げる防火対象物 (1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ロ(1)に 掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センタ ー、有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福 祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業を行う施 設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施 設(ロ(1)に掲げるものを除く。)その他これらに類するもの として総務省令で定めるもの (2)更生施設 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施 (3)設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法(昭 和二十二年法律第百六十四号)第六条の三第七項に規定する一時 預かり事業又は同条第九項に規定する家庭的保育事業を行う施設 その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (4) 児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童福祉法 第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援若しくは同条第四 項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援セ ンターを除く。) (5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設(ロ(5)に掲 げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障 害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五 条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、 同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労 移行支援、同条第十四項に規定する就労継続支援若しくは同条第 十五項に規定する共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除 く。) ニ 幼稚園又は特別支援学校 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門 (七) 学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの 図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの (八) 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの (九) イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合 (+)いの用に供する建築物に限る。) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (+-)工場又は作業場 (+=)ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ

(十三)	イ 自動車車庫又は駐車場 ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(十四)	<u>倉庫</u>
(十五)	前各項に該当しない事業場
(十六)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(一)項から(四)項まで、 (五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(十六の二)	地下街
(十六の三)	建築物の地階((十六の二)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)
(十七)	文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の規定によつて重要 文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定 され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和八年法律第四十 三号)の規定によつて重要美術品として認定された建造物
(十八)	延長五十メートル以上のアーケード
(十九)	市町村長の指定する山林
(二十)	総務省令で定める舟車

備考

- 一 二以上の用途に供される防火対象物で第一条の二第二項後段の規定の適用により複合用途防火対象物以外の防火対象物となるものの主たる用途が(一)項から(十五)項までの各項に掲げる防火対象物の用途であるときは、当該防火対象物は、当該各項に掲げる防火対象物とする。
- 二 (一)項から(十六)項までに掲げる用途に供される建築物が(十六の二)項に掲げる防火対象物内に存するときは、これらの建築物は、同項に掲げる防火対象物の部分とみなす。
- 三 (一)項から(十六)項までに掲げる用途に供される建築物又はその部分が(十六 の三)項に掲げる防火対象物の部分に該当するものであるときは、これらの建築 物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物の部分であるほか、(一)項から(十 六)項に掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす。
- 四 (一)項から(十六)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が(十七)項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、(一)項から(十六)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす。

消防法

〔防火管理者〕

- 第八条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店(これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。)、複合用途防火対象物(防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。)その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。
- ② 前項の権原を有する者は、同項の規定により防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- ③ 消防長又は消防署長は、第一項の防火管理者が定められていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により防火管理者を定めるべきことを命ずることができる。
- ④ 消防長又は消防署長は、第一項の規定により同項の防火対象物について同項の防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従つて行われていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は消防計画に従つて行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- ⑤ 第五条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による命令について準用する。

〔統括防火管理者〕

- 第八条の二 高層建築物(高さ三十一メートルを超える建築物をいう。第八条の三第一項において同じ。)その他政令で定める防火対象物で、その管理について権原が分かれているもの又は地下街(地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。以下同じ。)でその管理について権原が分かれているもののうち消防長若しくは消防署長が指定するものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちからこれらの防火対象物の全体について防火管理上必要な業務を統括する防火管理者(以下この条において「統括防火管理者」という。)を協議して定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物の全体についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理その他当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行わせなければならない。
- ② 統括防火管理者は、前項の規定により同項の防火対象物の全体についての防火管

理上必要な業務を行う場合において必要があると認めるときは、同項の権原を有する者が前条第一項の規定によりその権原に属する当該防火対象物の部分ごとに定めた同項の防火管理者に対し、当該業務の実施のために必要な措置を講ずることを指示することができる。

- ③ 前条第一項の規定により前項に規定する防火管理者が作成する消防計画は、第一項の規定により統括防火管理者が作成する防火対象物の全体についての消防計画に 適合するものでなければならない。
- ④ 第一項の権原を有する者は、同項の規定により統括防火管理者を定めたときは、 遅滞なく、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解 任したときも、同様とする。
- ⑤ 消防長又は消防署長は、第一項の防火対象物について統括防火管理者が定められていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により統括防火管理者を定めるべきことを命ずることができる。
- ⑥ 消防長又は消防署長は、第一項の規定により同項の防火対象物の全体について統 括防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に 従つて行われていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、当該業務 が当該法令の規定又は同項の消防計画に従つて行われるように必要な措置を講ずべ きことを命ずることができる。
- (7) 第五条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による命令について準用する。

〔防火対象物についての点検及び報告義務〕

- 第八条の二の二 第八条第一項の防火対象物のうち火災の予防上必要があるものとして政令で定めるものの管理について権原を有する者は、総務省令で定めるところにより、定期に、防火対象物における火災の予防に関する専門的知識を有する者で総務省令で定める資格を有するもの(次項、次条第一項及び第三十六条第四項において「防火対象物点検資格者」という。)に、当該防火対象物における防火管理上必要な業務、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の設置及び維持その他火災の予防上必要な事項(次項、次条第一項及び第三十六条第四項において「点検対象事項」という。)がこの法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項に関し総務省令で定める基準(次項、次条第一項及び第三十六条第四項において「点検基準」という。)に適合しているかどうかを点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、第十七条の三の三の規定による点検及び報告の対象となる事項については、この限りでない。
- ② 前項の規定による点検(その管理について権原が分かれている防火対象物にあつては、当該防火対象物全体(次条第一項の規定による認定を受けた部分を除く。)についての前項の規定による点検)の結果、防火対象物点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していると認められた防火対象物には、総務省令で定めるところにより、点検を行つた日その他総務省令で定める事項を記載した表示を付することができる。
- ③ 何人も、防火対象物に、前項に規定する場合を除くほか同項の表示を付してはな

- らず、又は同項の表示と紛らわしい表示を付してはならない。
- ④ 消防長又は消防署長は、防火対象物で第二項の規定によらないで同項の表示が付されているもの又は同項の表示と紛らわしい表示が付されているものについて、当該防火対象物の関係者で権原を有する者に対し、当該表示を除去し、又はこれに消印を付するべきことを命ずることができる。
- ⑤ 第一項の規定は、次条第一項の認定を受けた防火対象物については、適用しない。

〔点検及び報告義務を適用しない防火対象物〕

- 第八条の二の三 消防長又は消防署長は、前条第一項の防火対象物であつて次の要件 を満たしているものを、当該防火対象物の管理について権原を有する者の申請によ り、同項の規定の適用につき特例を設けるべき防火対象物として認定することがで きる。
 - 一 申請者が当該防火対象物の管理を開始した時から三年が経過していること。
 - 二 当該防火対象物について、次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 過去三年以内において第五条第一項、第五条の二第一項、第五条の三第一項、第八条第三項若しくは第四項、第八条の二の五第三項又は第十七条の四第一項若しくは第二項の規定による命令(当該防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。)がされたことがあり、又はされるべき事由が現にあること。
 - ロ 過去三年以内において第六項の規定による取消しを受けたことがあり、又は 受けるべき事由が現にあること。
 - ハ 過去三年以内において前条第一項の規定にかかわらず同項の規定による点検 若しくは報告がされなかつたことがあり、又は同項の報告について虚偽の報告 がされたことがあること。
 - ニ 過去三年以内において前条第一項の規定による点検の結果、防火対象物点検 資格者により点検対象事項が点検基準に適合していないと認められたことがあ ること。
 - 三 前号に定めるもののほか、当該防火対象物について、この法律又はこの法律に 基づく命令の遵守の状況が優良なものとして総務省令で定める基準に適合するも のであると認められること。
- ② 申請者は、総務省令で定めるところにより、申請書に前項の規定による認定を受けようとする防火対象物の所在地その他総務省令で定める事項を記載した書類を添えて、消防長又は消防署長に申請し、検査を受けなければならない。
- ③ 消防長又は消防署長は、第一項の規定による認定をしたとき、又は認定をしないことを決定したときは、総務省令で定めるところにより、その旨を申請者に通知しなければならない。
- ④ 第一項の規定による認定を受けた防火対象物について、次のいずれかに該当する こととなつたときは、当該認定は、その効力を失う。

- 一 当該認定を受けてから三年が経過したとき(当該認定を受けてから三年が経過する前に当該防火対象物について第二項の規定による申請がされている場合にあっては、前項の規定による通知があったとき。)。
- 二 当該防火対象物の管理について権原を有する者に変更があつたとき。
- ⑤ 第一項の規定による認定を受けた防火対象物について、当該防火対象物の管理について権原を有する者に変更があつたときは、当該変更前の権原を有する者は、総務省令で定めるところにより、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。
- ⑥ 消防長又は消防署長は、第一項の規定による認定を受けた防火対象物について、 次のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消さなければならない。
 - 一 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したとき。
 - 二 第五条第一項、第五条の二第一項、第五条の三第一項、第八条第三項若しくは 第四項、第八条の二の五第三項又は第十七条の四第一項若しくは第二項の規定に よる命令(当該防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しく はこの法律に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。)がされ たとき。
 - 三 第一項第三号に該当しなくなつたとき。
- ⑦ 第一項の規定による認定を受けた防火対象物(当該防火対象物の管理について権原が分かれているものにあつては、当該防火対象物全体が同項の規定による認定を受けたものに限る。)には、総務省令で定めるところにより、同項の規定による認定を受けた日その他総務省令で定める事項を記載した表示を付することができる。
- (8) 前条第三項及び第四項の規定は、前項の表示について準用する。

〔避難上必要な施設の管理義務〕

第八条の二の四 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設について避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理しなければならない。

〔自衛消防組織の設置〕

- 第八条の二の五 第八条第一項の防火対象物のうち多数の者が出入するものであり、 かつ、大規模なものとして政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政 令で定めるところにより、当該防火対象物に自衛消防組織を置かなければならな い。
- ② 前項の権原を有する者は、同項の規定により自衛消防組織を置いたときは、遅滞なく自衛消防組織の要員の現況その他総務省令で定める事項を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。
- ③ 消防長又は消防署長は、第一項の自衛消防組織が置かれていないと認める場合に

- は、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により自衛消防組織を置くべきことを命ずることができる。
- (4) 第五条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

〔高層建築物等において使用する防炎対象物品の防炎性能〕

- 第八条の三 高層建築物若しくは地下街又は劇場、キャバレー、旅館、病院その他の 政令で定める防火対象物において使用する防炎対象物品(どん帳、カーテン、展示 用合板その他これらに類する物品で政令で定めるものをいう。以下この条において 同じ。)は、政令で定める基準以上の防炎性能を有するものでなければならない。
- ② 防炎対象物品又はその材料で前項の防炎性能を有するもの(第四項において「防 炎物品」という。)には、総務省令で定めるところにより、前項の防炎性能を有す るものである旨の表示を付することができる。
- ③ 何人も、防炎対象物品又はその材料に、前項の規定により表示を付する場合及び 産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)その他政令で定める法律の規定に より防炎対象物品又はその材料の防炎性能に関する表示で総務省令で定めるもの (次項及び第五項において「指定表示」という。)を付する場合を除くほか、前項 の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
- ④ 防炎対象物品又はその材料は、第二項の表示又は指定表示が付されているものでなければ、防炎物品として販売し、又は販売のために陳列してはならない。
- ⑤ 第一項の防火対象物の関係者は、当該防火対象物において使用する防炎対象物品について、当該防炎対象物品若しくはその材料に同項の防炎性能を与えるための処理をさせ、又は第二項の表示若しくは指定表示が付されている生地その他の材料からカーテンその他の防炎対象物品を作製させたときは、総務省令で定めるところにより、その旨を明らかにしておかなければならない。

〔火災以外の災害についての準用〕

第三十六条 第八条から第八条の二の三までの規定は、火災以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減のため特に必要がある建築物その他の工作物として政令で定めるものについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八条第一項	政令で定める資格	火災その他の災害の被害の 軽減に関する知識を有する 者で政令で定める資格
	防火管理者	防災管理者
	消火、通報及び避難の訓練の実 施、消防の用に供する設備、消防	避難の訓練の実施その他防 災管理上

第八条第二項及び 第三項	用水又は消火活動上必要な施設の 点検及び整備、火気の使用又は取 扱いに関する監督、避難又は防火 上必要な構造及び設備の維持管理 並びに収容人員の管理その他防火 管理上 防火管理者	防災管理者
第八条第四項	防火管理者	防災管理者
	防火管理上	防災管理上
第八条の二第一項	政令で定める資格	火災その他の災害の被害の 軽減に関する知識を有する 者で政令で定める資格
	防火管理上	防災管理上
	防火管理者(防災管理者(
	統括防火管理者	統括防災管理者
	消火、通報及び避難の訓練の実施	避難の訓練の実施
第八条の二第二項	統括防火管理者	統括防災管理者
	防火管理上	防災管理上
	防火管理者に	防災管理者に
第八条の二第三項	規定する防火管理者	規定する防災管理者
	統括防火管理者	統括防災管理者
第八条の二第四項 及び第五項	統括防火管理者	統括防災管理者
第八条の二第六項	統括防火管理者	統括防災管理者
	防火管理上	防災管理上
第八条の二の二第 一項	火災の予防に	火災以外の災害で政令で定 めるものによる被害の軽減 に
	防火対象物点検資格者	防災管理点検資格者
	防火管理上	防災管理上
	、消防の用に供する設備、消防用	その他火災以外の災害で政

	水又は消火活動上必要な施設の設 置及び維持その他火災の予防上	令で定めるものによる被害 の軽減のために
第八条の二の二第 二項	防火対象物点検資格者	防災管理点検資格者
第八条の二の三第 一項第二号イ	又は第十七条の四第一項若しくは 第二項	、第十七条の四第一項若し くは第二項又は第三十六条 第一項において準用する第 八条第三項若しくは第四項
第八条の二の三第 一項第二号ニ	防火対象物点検資格者	防災管理点検資格者
第八条の二の三第 六項第二号	又は第十七条の四第一項若しくは 第二項	、第十七条の四第一項若し くは第二項又は第三十六条 第一項において準用する第 八条第三項若しくは第四項

- ② 前項の建築物その他の工作物のうち第八条第一項の防火対象物であるものにあつては、当該建築物その他の工作物の管理について権原を有する者は、同項の規定にかかわらず、前項において読み替えて準用する同条第一項の防災管理者に、第八条第一項の防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務を行わせなければならない。
- ③ 第一項の建築物その他の工作物のうち第八条の二第一項の防火対象物であるものにあつては、当該建築物その他の工作物の管理について権原を有する者は、同項の規定にかかわらず、第一項において読み替えて準用する同条第一項の統括防災管理者に、第八条の二第一項の統括防火管理者の行うべき当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行わせなければならない。
- ④ 第一項の建築物その他の工作物のうち第八条の二の二第一項の防火対象物であるものにあつては、同条第二項及び第一項において準用する同条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定による点検と併せて第一項において準用する同条第一項の規定による点検(その管理について権原が分かれている建築物その他の工作物にあつては、当該建築物その他の工作物全体(第八条の二の三第一項又は第一項において準用する同条第一項の規定による認定を受けた部分を除く。)についての第八条の二の二第一項の規定による点検と併せて第一項において準用する同条第一項の規定による点検)が行われ、その結果、防火対象物点検資格者及び防災管理点検資格者により点検対象事項がいずれの点検基準にも適合していると認められた場合に限り、総務省令で定めるところにより、点検を行つた日その他総務省令で定める事項を記載した表示を付することができる。
- ⑤ 第一項の建築物その他の工作物のうち第八条の二の二第一項の防火対象物である ものにあつては、第八条の二の三第七項及び第一項において準用する同条第七項の 規定にかかわらず、同条第一項の規定による認定と併せて第一項において準用する 同条第一項の規定による認定を受けた場合(当該建築物その他の工作物の管理につ

いて権原が分かれているものにあつては、当該建築物その他の工作物全体が同項の 規定による認定と併せて第一項において準用する同条第一項の規定による認定を受 けた場合に限る。)に限り、総務省令で定めるところにより、当該認定を受けた日 その他総務省令で定める事項を記載した表示を付することができる。

- (6) 第八条の二の二第三項及び第四項の規定は、前二項の表示について準用する。
- ⑦ 第一項の建築物その他の工作物に第八条の二の五第一項の自衛消防組織が置かれている場合には、当該自衛消防組織は、火災その他の災害の被害の軽減のために必要な業務を行うものとする。
- (8) 第十八条第二項、第二十二条及び第二十四条から第二十九条まで並びに第三十条の二において準用する第二十五条第三項、第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条第一項及び第五項の規定は、水災を除く他の災害について準用する。